

海外における公的統計マイクロデータと行政記録情報の利活用に関する展開方向

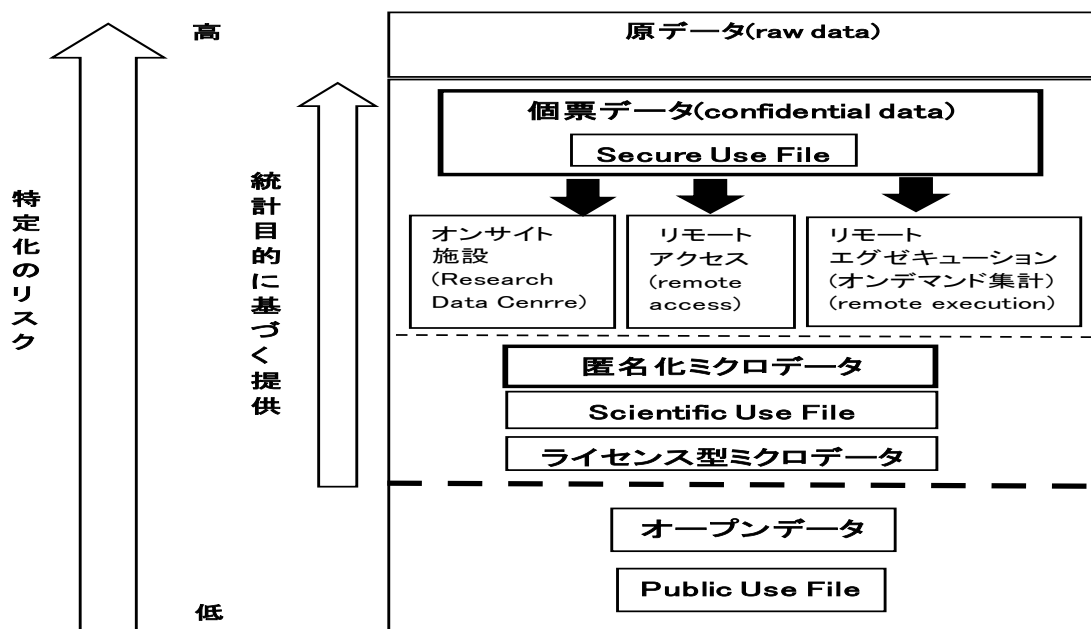
中央大・経済 伊藤 伸介

海外では、学術研究を指向する特定の利用者に限定した個票データ(ex. Eurostat の Secure Use File 等)や匿名化マイクロデータ(ex. Eurostat の Scientific Use File やイギリスのライセンス型マイクロデータ等)の提供と、Public Use File(ex. アメリカ人口センサスの Public Use Microdata Sample (=PUMS) 等)の公開という2つの方向から、マイクロデータの作成・提供が行われている(伊藤(2018a))。各国の法制度を踏まえた形で秘匿性のレベルに留意しつつ、利用者のニーズも考慮した上で、様々な形態でデータの提供が行われているのが現状である。

図1は、特定化のリスクの観点から見たマイクロデータ提供の位置付けを図示している。利用者は、原データは、氏名や住所といった直接的な識別子が削除され、個体を特定するIDが仮名化された個票データ(confidential data、本図における「個票データ」)にのみ、直接的あるいは間接的にアクセスすることが可能である。具体的には、統計作成部局等に設置されたオンサイト施設での利用、さらには研究室からのリモートアクセスで個票データの利用が可能である。また、行政記録情報に関しても、海外ではオンサイト施設やリモートアクセスで個票データが利用可能な国が存在する(ex. デンマーク、フランス等)。さらに、個票データに直接アクセスできないが、オンデマンド型(リモート集計型)のシステムの利用やプログラムの送付を通じてリモートで分析を行うリモートエグゼキューションも存在しており(ex. ドイツの IAB 等)、Eurostat においてもリモートエグゼキューション(“confidentiality on the fly”)の検討が進められている。匿名化マイクロデータについては、学術研究目的のような「統計目的」に対応する形で利用されることが想定される。それに対して、Public Use File は、利用目的に制限がない公開型のデータとして位置付けられるが、諸外国で提供されている Public Use File は、概ね教育目的としての利用を想定している(伊藤(2018a))。匿名化マイクロデータと Public Use File については、秘匿性の閾値を設定し、秘匿性の定量的な評価を行うことによってその類別が可能になると思われる。

本報告では、海外における公的統計マイクロデータと行政記録情報の利活用の現状を概観した上で、マイクロデータの作成・提供に関する将来的な展開方向について議論したい。

図1 公的統計の分野における個票データ、匿名化マイクロデータ、Public Use File の位置付け



出所 伊藤(2018b, 14 頁)を一部修正

参考文献

- 伊藤伸介(2018a)「公的統計マイクロデータの利活用における匿名化措置のあり方について」『日本統計学会誌』第47巻第2号, 77~101 頁
伊藤伸介(2018b)「公的統計マイクロデータの利活用の動向とわが国における課題」『統計』2018年6月号, 13~18 頁